

令和元年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録(1日目)

1. 招集年月日 令和元年 8月 9日(金)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和元年 9月 9日(月) 9時30分宣告
4. 閉会(閉議) 令和元年 9月10日(火) 10時16分宣告
5. 出席議員
1番 金 崎 朝 香 5番 萬 康 9番 石 田 茂 春
2番 美 濃 芳 樹 6番 村 上 三三郎 10番 古 濱 正 之
3番 菊 地 政 文 7番 小 島 正 春 13番 松 新 俊 典
4番 石 橋 雄 一 8番 遠 藤 義 光 14番 平 田 文 夫
6. 欠席議員
11番 吉 田 雅 紀 12番 田 中 明 美
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
広域連合長 池 田 高世偉 事 務 局 長 野 津 信 吾
副広域連合長 大 江 和 彦 介 護 保 険 課 長 藤 野 則 子
同 升 谷 健 隠岐島前病院事務部長 笠 置 弘 樹
同 平 木 伴 佳 隠 岐 病 院 副 院 長 齊 藤 英 典
同 高 宮 克 彦 同 総務課長 齋 賀 光 成
同 川 崎 康 久 同 医事課長 山 崎 章
消 防 長 久 永 吉 人
同 総務課長 田中井 和 幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 福 島 康 利 書 記 高 井 美 雪
9. 会議録署名議員
6番 村 上 三三郎 7番 小 島 正 春
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
(1) 広域連合長提出議案の題目
認定第1号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 平成30年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定
認定第4号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計決算認定

認定第5号	平成30年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定
報告第1号	平成30年度の公営企業に係る資金不足比率報告書
議第19号	隠岐広域連合会計年度任用職員の任用等に関する条例
議第20号	隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議第21号	隠岐広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
議第22号	隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
議第23号	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例
議第24号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
議第25号	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
議第26号	職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議第27号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議第28号	隠岐広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議第29号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議第30号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議第31号	隠岐広域連合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
議第32号	隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例
議第33号	令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）
議第34号	令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第35号	令和元年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）
議第36号	令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）

13. 選挙の経過	なし
14. 議事の経過	次ページ以下会議録参照
15. 常任委員の選任	なし
16. 議会運営委員の選任	なし
17. 傍聴者	1名

議事の経過

○議長（平田 文夫）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第3回定例会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本日議員の出席状況は、先ほど報告のとおり11番 吉田議員、12番 田中議員が午前中欠席でございます。

午後の常任委員会から出席となります。

出席12名、欠席2名でございます。

本定例会には、認定案件5件、報告案件1件、条例の制定2件、一部改正12件、補正予算4件を含めた24案件の上程が予定されております。

議員各位に慎重審議をいただき、適切にご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いいたし開会のご挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和元年第3回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

(開会宣告 9時 31分)

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時 31分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

《会議録署名議員の指名》

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第119条の規定により、6番 村上三三郎議員、7番 小島 正春議員を指名いたします。

《会期の決定》

日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月9日から9月10日の2日間をしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日9月9日から9月10日の、2日間と決定いたしました。

《諸般の報告》

日程第3 「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては お手元に配布の別紙 1 諸般の報告書を参照願います。

《議案上程》

日程第4 「議案上程」の件を議題といたします。

認定第1号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、議第36号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）までの24案件を一括して議題といたします。

ただいま、議題となりました、24案件につきまして、提出者から、提案理由の説明を求めます。

（「議長・番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

令和元年第3回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第3回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

朝夕はだいぶ涼しくなり、過ごしやすくなってまいりました。皆様方には、いよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は、お盆期間中に台風10号が西日本を縦断し、帰省客のUターンラッシュを直撃するという、記憶に残る夏になりました。また8月末には九州北部の記録的大雨に伴う浸水等で死者4名の被害が発生いたしました。

お亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災なされました皆様方にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

さて、超高速船レインボージェットの運航状況等でございますが、7月末日まで、前年同期間の運航状況と比較し、延べ乗客数5,425人増、就航率4.9%増となっております。引き続き、関係機関一同、「安全・安心」で高い就航率を維持し、交流人口の増加が図られるよう努力して参る所存でございます。

引き続き、議員各位のご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第1号「平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「平成30年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。平成30年度の各会計の決算監査につきましては、監査委員の審

査が終了いたしましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

議案書では、1 ページから 5 ページまででございますが、別冊の「資料 1 - 1」の各会計決算書でご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、認定第 1 号「平成 30 年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入総額は、4 億 8,712 万 9,728 円で、分担金及び負担金、仁万の里派遣職員人件費負担金を含む諸収入が主なものでございます。

続きまして、2 ページから 3 ページをお開きください。

歳出総額は、4 億 8,482 万 6,579 円となり、総務費において、人件費、レインボージェット指定管理料、公債費において仁万の里施設整備費償還金が主なものでございます。

従いまして、歳入歳出差引残額は、230 万 3,149 円でございます。

次に、認定第 2 号「平成 30 年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の 14 ページから 15 ページをお願いいたします。

歳入総額は、34 億 544 万 9 円で、概ね予算どおりの執行となりました。

保険料は、第 1 号被保険者の保険料で、6 億 1,747 万 6,994 円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は 99.6%となっております。今後も、未収金を減らすよう努力いたします。

また、第 2 号被保険者の保険料は、支払基金から交付を受けており、8 億 3,319 万 6,928 円となっております。その他の歳入の主なものは、分担金及び負担金、国・県支出金及び繰越金等でございます。

続きまして、16 ページから 17 ページをお願いいたします。

歳出総額は、33 億 3,682 万 834 円で、そのほとんどが保険給付費の 29 億 3,005 万 7,379 円であり、対前年度給付額に対して 0.5%の増加となっております。

従いまして、歳入歳出差引残金は、6,861 万 9,175 円でございます。

次に、認定第 3 号「平成 30 年度 隠岐島前病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の 29 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 1,113 万 196 円の増収となり、8 億 4,842 万 1,196 円、病院事業費用は、8 億 5,031 万 4,354 円の決算となり、収支差引 189 万 3,158 円

の純損失となる決算でございます。

続きまして、30 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、9,305 万 7,130 円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資でございます。建設改良費の内容は、医療機器等 13 品目を整備いたしました。

これらの財源につきましては、企業債、一般会計からの出資金等で、7,619 万 4,000 円となっており、収支差引 1,686 万 3,130 円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、31 ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明申し上げます。

医業損失は、2 億 495 万 6,888 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、1,893 万 5,538 円となりました。また、平成 29 年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失 2,082 万 8,696 円を計上してございます。

従いまして、平成 30 年度の決算は、189 万 3,158 円の純損失となり、当年度未処理欠損金として 3 億 1,631 万 7,988 円を計上することとなりました。

次に、認定第 4 号「平成 30 年度 隠岐病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の 35 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 9,091 万 1,884 円の増収となり、31 億 9,964 万 1,884 円、病院事業費用は、33 億 3,005 万 6,085 円の決算となり、収支差引 1 億 3,041 万 4,201 円の純損失となる決算でございます。

続きまして、36 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、1 億 8,500 万 6,389 円の決算となっており、内容につきましては、建設改良費で医療機器等 33 品目の整備と、企業債償還金及び医学生、医療技術学生へ貸し付ける医療技術修学資金が主なものでございます。

これらの財源は企業債、補助金及び一般会計からの出資金等で 1 億 6,980 万円となっており、収入支出差引 1,520 万 6,389 円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、37 ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、7 億 968 万 4,125 円となり、医業外利益を合わせた経常損失は、69 万 8,348 円となりました。また、平成 29 年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失 1 億 3,090 万 5,798 円を計上してございます。

従いまして、平成 30 年度の決算は 1 億 3,041 万 4,201 円の純損失となり、当年度未処理欠損金として 39 億 6,515 万 6,938 円を計上することとなりました。

次に、認定第 5 号「平成 30 年度 消防事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の 41 ページをお願いいたします。

歳入総額は、6 億 5,920 万 4,638 円で、分担金及び負担金、繰越金及び諸収入が主なものでございます。

続きまして、42 ページから 43 ページをお願いいたします。

歳出総額は、6 億 5,674 万 996 円で、総務費は、人件費及び通信指令システム、消防救急デジタル無線等保守委託料が主なものであり、事業費は高規格救急自動車購入費となっております。

従いまして、歳入歳出差引残金は、246 万 3,642 円でございます。

次に、報告第 1 号「平成 30 年度の公営企業に係る資金不足比率報告書」についてご説明申し上げます。

議案書 6 ページにお戻り願います。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の審査意見書をつけて議会に報告をするものでございます。

次に、議第 19 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の任用等に関する条例」から議第 31 号「隠岐広域連合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和 2 年 4 月から新たに会計年度任用職員制度が創設されるため、それぞれの条例を制定、一部改正するものでございます。

それでは、議第 19 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の任用等に関する条例」についてご説明申し上げます。

7 ページから 8 ページをお願いいたします。

条例制定の要点は、会計年度任用職員の任期、任用等について規定するものでございます。

施行日は、公布の日といたしております。

次に、議第 20 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」についてご説明申し上げます。

9 ページから 43 ページをお願いいたします。

条例制定の要点は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員ごとに規定するものでございます。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に、議第 21 号「隠岐広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

44 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、隠岐広域連合人事行政の運営等の状況の公表について、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象に加える規定の改正を行うものでございます。

施行日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に、議第 22 号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

45 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、隠岐広域連合職員定数について、条例の適用となる常時勤務する職員から「臨時的任用職員」と「非常勤職員」を除く規定の改正を行うものでございます。

施行日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に、議第 23 号「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

46 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、休職の効果について、会計年度任用職員の休職期間の規定を追加する改正を行うものでございます。

施行日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に、議第 24 号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

47 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、減給の効果について、パートタイム会計年度任用職員の減給に係る規定を追加する改正を行うものでございます。

施行日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に、議第 25 号「職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

48 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、職員の勤務時間について、職の整理に伴い「任用期間の定めのある職員」を「非常勤職員」に改め、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時

間について規定する改正を行うものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第26号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、職員の休日及び休暇について、職の整理に伴い「任用期間の定めのある職員」を「非常勤職員」に改め、会計年度任用職員の休日及び休暇について規定する改正を行うものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第27号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

50ページから54ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、非常勤職員の育児休業について、「育児休業をすることができない職員」、「育児休業を定める期間」、「育児休業をしている職員の期末手当等の支給」等について規定する改正を行うものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第28号「隠岐広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

55ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、条件付採用について、引用する地方公務員法の条項を改め、「条件付採用」を「条件付採用」の字句に改正を行うものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第29号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

56ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、「職員の給与に関する条例」において、「会計年度任用職員の給与について、他の常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める」旨を規定する改正を行うものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第30号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

57 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定に基づき、「会計年度任用職員の特殊勤務手当を支給する」旨を規定する改正を行うものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第31号「隠岐広域連合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

58 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類適用を受ける職員に、会計年度任用職員の規定を追加する改正を行うものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第32号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

59 ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和元年10月1日でございます。

次に、議第33号「令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書60ページから61ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費において、レインボープラザプレハブ型冷蔵庫更新と超高速船レインボージェット前年度精算指定管理料の増額、仁万の里前年度精算指定管理料の減額による差し引き減額が主なものでございます。

歳入につきましては、繰越金及び繰入金の増額と分担金及び負担金の減額が主なものでございます。

従いまして、歳入歳出それぞれ348万6千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億6,705万7千円とするものでございます。

次に、議第34号「令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書62ページから63ページをお願いいたします。

歳出につきましては、地域支援事業費において町村への事業費負担金を増額し、基金積立金、諸支出金において、平成30年度決算により増額するものでございます。

歳入につきましては、繰入金を減額し、繰越金を増額するものでございます。
従いまして、歳入歳出それぞれ 6,760 万 1 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 33 億 9,338 万 2 千円とするものでございます。

次に、議第 35 号「令和元年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

議案書 64 ページから 65 ページをお願いいたします。
隠岐島前病院電気設備設置事業において、自家発電機更新に係る事業費の増額と設置期間の延長が見込まれることから、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

次に、議第 36 号「令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

議案書 66 ページから 67 ページをお願いいたします。
歳出につきましては、総務費において、落雷による大峯山デジタル無線中継局修繕費を増額するものでございます。
歳入につきましては、繰越金及び諸収入を増額し、分担金及び負担金を減額するものでございます。
従いまして、歳入歳出それぞれ 211 万 2 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 4,323 万 5 千円とするものでございます。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

《監査委員報告》

日程第 5 「平成 30 年度各会計決算審査報告」及び「平成 30 年度の公営企業に係る資金不足比率報告」を行います。

池田代表監査委員から平成 30 年度各会計決算審査報告及び平成 30 年度の公営企業に係る資金不足比率報告を求めます。

（「議長・番外」の挙手有り）

番外・池田代表監査委員

○監査委員（池田代表監査委員）

今年 4 月から石川監査委員が退任された後、監査委員を任されております「池田賢

一」と申します。

昨年3月まで隠岐の島町役場に勤めておりました。何分不慣れで現在一生懸命でございます。議長様を始め議会の皆様、連合長を始め執行部の皆様にはよろしく願いをいたします。

それでは平成30年度各会計決算及び各基金の運用状況並びに平成30年度公営企業に係る資金不足比率報告についてご報告いたします。

始めに平成30年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査を実施いたしましたのでその結果、意見についてご報告いたします。

お手元に配布の別冊1の資料をお開き下さい。

決算審査は令和元年7月29日、30日、31日及び8月1日の4日間をかけて広域連合長から提出された5会計の決算と基金の運用状況について地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条第2項に規定により、各会計歳入歳出決算及びその他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の手続きといたしまして一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類につきましては、連合長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計につきましては、連合長から提出された決算書類及び、決算付属書類について、法令及び会計規定は遵守されているか、会計記録について真実性の原則が守られているか、正規の簿記の原則に基づき正確な会計帳簿が作成されているか、資本取引と損益取引は明確に区分されているか、明瞭性の原則が守られているか、会計処理の基準及び手続きについて継続性が守られているか、一般会計等との負担区分は適切か等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤りのないものと認めました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計共に決算審査に付された審査に付された決算書類、決算付属書類は法令に定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき会計帳簿が作成されており、決算書類の計数は正確であり、

関係諸帳簿等と一致しておりました。

貸借対照表の年度末現在の財政状況においても適正に表示されておりました。

次に決算審査における指摘事項について申し上げます。

8 ページをお開き下さい。

会計別指摘事項一覧を載せております。

一般会計及び隠岐病院事業特別会計では、修学資金関係事務につきまして、未決裁の書類が発送されていたり、4 月分の納付書が 5 月末に送付されているなど不適切な事務処理が行われておりました。適切に処理を行うよう指摘いたしました。

隠岐島前病院事業特別会計では、隠岐病院からの一時借入金につきまして内部留保資金も確保されてきており、今後必要かどうか検討されるよう指摘いたしました。

その他の指摘事項につきましては、一覧表をご参照下さいますようお願いいたします。

以上で平成 30 年度の各会計の決算審査の報告といたします。

次に公営企業に係る資金不足比率の報告をいたします。

資料 3 議案に関する参考資料 1 ページから 10 ページをお開き下さい。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成 30 年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施いたしましたのでご報告いたします。

広域連合長から提出された隠岐病院及び隠岐島前病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適格性について損益計算書、貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上をもちまして決算審査及び平成 30 年度の公営企業に係る資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（平田 文夫）

以上で平成 30 年度各会計決算審査報告及び平成 30 年度の公営企業に係る資金不足比率報告を終わります。

《質 疑》

日程第 6 これより「質疑」を行います。

認定第 1 号 平成 30 年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 5 号 平成 30 年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでは、後ほど各常任委員会に付託をいたしますので、まず認定案件以外について質疑を行います。

議第 19 号 隠岐広域連合会計年度任用職員の任用等に関する条例についてから、議第 36 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 18 案件について質疑を行います。

最初に議第 19 号 隠岐広域連合会計年度任用職員の任用等に関する条例について

質疑を行います。

議案書 7 ページ、資料3 議案に関する参考資料 12 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で 議第 19 号について質疑を終わります。

次に議第 20 号 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
について質疑を行います。

議案書 9 ページ、資料3 議案に関する参考資料 13 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 20 号について質疑を終わります。

次に議第 21 号 隠岐広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例について質疑を行います。

議案書 44 ページ、資料3 議案に関する参考資料 14 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 21 号について質疑を終わります。

次に議第 22 号 隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について質疑を
行います。

議案書 45 ページ、資料3 議案に関する参考資料 14 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 22 号について質疑を終わります。

次に議第 23 号 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正す
る条例について、質疑を行います。

議案書 46 ページ、資料3 議案に関する参考資料 14 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 23 号の質疑を終わります。

次に議第 24 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書 47 ページ、資料 3 議案に関する参考資料 14 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 24 号について質疑を終わります。

次に議第 25 号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書 48 ページ、資料 3 議案に関する参考資料 14 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 25 号について質疑を終わります。

次に議第 26 号 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書 49 ページ、資料 3 議案に関する参考資料 15 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

○6 番(村上 三三郎)

議案書 49 ページ 第 14 条の最後の部分で「休暇との権衡」となっていますが「均衡」ではないですか。

○番外(野津事務局長)

村上議員のご質問にお答えいたします。

総務省が示しております改正準則でも「権衡」という言葉が使われております。

以上でございます。

○議長(平田 文夫)

他にございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 26 号について質疑を終わります。

次に議第 27 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書 50 ページ、**資料 3** 議案に関する参考資料 15 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 27 号について質疑を終わります。

次に議第 28 号 隠岐広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書 55 ページ、**資料 3** 議案に関する参考資料 16 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 28 号について質疑を終わります。

次に議第 29 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

議案書 56 ページ、**資料 3** 議案に関する参考資料 16 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 29 号について質疑を終わります。

次に議第 30 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

議案書 57 ページ、**資料 3** 議案に関する参考資料 16 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 30 号について質疑を終わります。

次に議第 31 号 隠岐広域連合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います、
議案書 58 ページ、**資料 3** 議案に関する参考資料 16 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 31 号について質疑を終わります。

次に議第 32 号 隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

議案書 59 ページ、**資料 3** 議案に関する参考資料 38 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 32 号について質疑を終わります。

ただいまから 10 時 45 分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10 時 22 分)

○議長(平田 文夫)

会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 10 時 45 分)

次に議第 33 号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第 2 号)について質疑を行います。

資料 2 予算に関する説明書の 1 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 33 号について質疑を終わります。

次に議第 34 号 令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書の5ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第34号の質疑を終わります。

次に議第35号 隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

議案書の64ページ、及び**資料3** 議案に関する参考資料50ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第35号の質疑を終わります

次に議第36号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書の8ページをお開き下さい。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第36号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

《議案の委員会付託》

日程第7 「議案の委員会付託」の件について、議題といたします。

本日提出されました議案の認定第1号 「平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、認定第5号 「平成30年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についてまでの5案件を常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元に配布の**別紙 2**「議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に

付託することにしたいと思います。

(総務消防常任委員会)

認定第1号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定

認定第5号 平成30年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定

(医療介護常任委員会)

認定第2号 平成30年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定

認定第4号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計決算認定

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、認定第1号から認定第5号までの5案件は、「議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙 3 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き 30 分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願いいたします。

それでは発言を許します。

6 番 村上 三三郎議員

○6 番(村上 三三郎)

一般質問をおこないます。

これからの医療と介護についてでございます。

今年の4月13日、隠岐圏域地域包括ケア推進講演会が隠岐島文化会館で開催されました。

講師は厚生労働省老健局 振興課長 尾崎 守正氏でした。

講演の要旨ですけれど、2040年に向けた社会経済の変化は、1970年代に高齢化が進み、1980年代以降は単身化が進み、1990年代以降は非正規化進んでいると述べておられました。全世代型社会保障については、少子化克服、待機児童対策、働き方改革、子育て費用の軽減などを述べておられました。人生100年時代と云われておりますが、生涯現役、健康長寿、リカレント教育などについて述べられました。

むすびとして、これからの地域作り戦略については、今後高齢化が進むと共に、人手不足の時代が続きます。そのような中、介護保険も保険給付頼りではなく、本人の力や住民相互の力も引き出して、介護予防や日常生活支援を進めていくことをもう一つの柱にしていくことが必要になります。このことは高齢介護福祉にとどま

らない「地域づくり」を進めることであり、町村にとって自治体の存立に関わる根源的な役割といえます。

町村の立場は住民に依存されるだけの存在ではなく、むしろ「地域の課題は地域で解決する。」との気持ちを持つ住民こそが主体であり、それを応援する立場であるとの意識や認識を変えていくことが必要かもしれませんと述べられました。

厚生労働省では、「市町村の皆様としっかり議論しながら、できる限りの支援を行っていきます。対応が必要なものは国として制度化もしていきます。」とも述べられました。以下省略いたします。

次の点について質問いたします。

1. この講習会を受けて、隠岐広域連合としてどのような検討をされましたでしょうか。
2. 国への支援要請はどのようにされますか。

以上です。

○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の「これからの医療と介護について」にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本年4月13日に開催されました、厚生労働省老健局の尾崎振興課長の「隠岐圏域地域包括ケア推進講演会」におきましては、「これからの医療と介護（地域共生社会の実現に向けて）」と題し、住民の方や事業所、行政にもわかりやすく、「地域づくり」の考えが土台になれば、介護保険制度だけでは暮らしや生活を支えることは難しくなるなどの内容で、貴重なご講演をいただいたところでございます。

この講演会を受けて、「隠岐広域連合としてどのような検討をしたか」についてでございますが、隠岐広域連合では既に、地域包括ケアシステムを推進するため、平成28年度に「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」を設置し、学識経験者を始め、社会福祉関係者、医療関係者及び隠岐4町村の福祉担当課長等々を交え、今後は、自治体や専門機関など、フォーマル（公式）な制度に基づき提供される支援だけではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかないインフォーマル（非公式）な支援の拡大・充実が不可欠であり、「地域コミュニティの再生についても重要な視点であることに着目した取組みが必要」との共通認識を持ち、検討及び実践を進めていたところでございました。

そのような中、厚生労働省の尾崎振興課長の講演会を開催し、改めて「地域づくり」の重要性を認識し、検討の方向性について確信したところでございます。

さて、隠岐4町村の「地域づくり」につきましても、各町村それぞれが、地域の実情や特性を生かし、更に地域で支え合う創意工夫したサービスの展開を進めており、例えば、働くことを通じて生活の充実や地域への貢献を目指す60歳以上の会員によ

るシルバー人材センターの設立や、介護保険以外のサービスを掲載した「くらしの便利帳」の配布、町内会連合会を組織し、声かけ訪問やゴミ出し、買い物支援、病院への付き添いなどの活動を住民主体で取り組んでいる地区もございます。また、生きがいや健康づくり、閉じこもり防止を目的としたサロンは各地区に多数ございます。隠岐広域連合といたしましても、今後も地域の互助による様々なサービスが展開できるよう、隠岐4町村や関係機関と連携しながら支援を進めて参ります。

次に、「国への支援要請はどのようにするかについて」ですが、保険者単独の動きではなく、島根県が主催する保険者・市町村の担当課長会議等を通じて要請して参りたいと考えております。

尚、平成29年度より、介護保険制度の地域支援事業費を活用して、地域の資源開発、関係者のネットワーク化などを推進する生活支援コーディネーターを配置しているところでございます。

今後も制度の理解や情報収集に努め、有効な財源を活用しながら取り組んで参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○6番(村上 三三郎)

答弁をいただきました。

地域づくりについて、地域で支え合うサービスについての答弁がありました。

連合長がおっしゃいましたシルバー人材センターですが、私もこのセンターに加入して、島外に居住している人の墓掃除を依頼されて掃除をしました。

答弁で今後も地域の互助により様々なサービスを支援して参りますとありました。人生100年時代といわれております。単に長生き出来るだけではなく、健康で家庭や地域で他人と繋がりながら人生を全うするのが何よりも大切だと思います。そのためには町や地域の支えが不可欠であります。それを実現することは広域連合の政治信条である道のりということに繋がります。

今後も地域づくりの施策の充実を期待して質問を終わります。

○番外(池田広域連合長)

答弁と云うことではございませんが、ご意見のように進めて参りたいと思っておりますが、地域づくりはあくまでも町村が主体となってそれぞれの施策の下、展開していくべきものと思っております。その中であって広域連合の出来る支援はやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番(村上 三三郎)

終わります。

○議長(平田 文夫)

村上議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終ります。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月10日は、10時00分より、本会議を開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日は、これにて休会といたします。

(散会宣告 11時 00分)

令和元年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録 (2日目)

1. 招集の場所 隠岐広域連合議場
2. 開会（開議） 令和元年 9月10日（火） 10時00分宣告
3. 閉会（閉議） 令和元年 9月10日（火） 10時16分宣告
4. 出席議員

1番	金 崎 朝 香	6番	村 上 三三郎	11番	吉 田 雅 紀
2番	美 濃 芳 樹	7番	小 島 正 春	12番	田 中 明 美
3番	菊 地 政 文	8番	遠 藤 義 光	13番	松 新 俊 典
5番	萬 康	9番	石 田 茂 春	14番	平 田 文 夫
		10番	古 濱 正 之		
5. 欠席議員

4番	石 橋 雄 一
----	---------
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高世偉	事 務 局 長	野 津 信 吾
副広域連合長	大 江 和 彦	介 護 保 険 課 長	藤 野 則 子
同	升 谷 健	隠岐島前病院事務部長	笠 置 弘 樹
同	平 木 伴 佳	隠岐病院副院長	齊 藤 英 典
同	高 宮 克 彦	同 総務課長	齋 賀 光 成
同	川 崎 康 久	同 医事課長	山 崎 章
		消 防 長	久 永 吉 人
		同 総務課長	田中井 和 幸
7. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	福 島 康 利	書 記	高 井 美 雪
--------	---------	-----	---------

議事の経過

○議長（平田 文夫）

ただいまから本日の会議を開きます。

（開議宣告 10時 00分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

《委員長報告》

日程第1「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した、認定第1号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 平成30年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件を一括して議題といたします

ただ今、議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務消防常任委員長 10番 古濱 正之議員

○10番(古濱 正之)

総務消防常任委員会の報告を行います。

隠岐広域連合議会議長 平田 文夫 様
総務消防常任委員会の報告をします。

当委員会は、今定例会で付託されました認定第1号「平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」、認定第5号「平成30年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についての2案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、会期中の9月9日に開催し、所管課長及び関係職員から説明を求め、慎重に審議を行いました。

審議の結果、全ての案件について全会一致で「認定すべし」としたところであります。

審議の経緯及び審議過程で出された主な意見、指摘事項について報告いたします。

- ① 一般会計においては、備品台帳の整理及び議会への報告並びに財産の民間売却も含め有効活用が図れるよう指摘しました。
- ② 消防会計においては、八田宿舎、島前分署、海士出張所の整備について早急に

検討するよう指摘しました。

なお、各会計とも当委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項の改善に向けて取り組みを行うとともに、予算要求にあたっては、経費削減に努めながら必要な整備を図り、適切な事業運営を行っていくことを強く望みます。

令和元年 9月10日 総務消防常任委員会 委員長 古濱 正之

議長、総務消防常任委員会の自主活動の報告をしたいと思いますので、許可をいただけますか。

○議長（平田 文夫）

許可します。簡単をお願いします。

○10番（古濱 正之）

総務消防常任委員会は、昨日付託された委員会終了後、午後3時より消防本部を訪問し、司令室等を視察し、救急体制について更なる認識を深めることが出来ました。また、地震体験車の巡回配置があり、委員のみなさんが体験し改めて地震のこわさを知ることが出来ました。

以上で終わります。

○議長（平田 文夫）

次に、医療介護常任委員長 9番 石田 茂春議員

○9番（石田 茂春）

それでは医療介護常任委員会の報告を行います。

当委員会は今定例会の9月9日の1日間開催いたしました。

今定例会で付託されました、認定第2号「平成30年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」、認定第4号「平成30年度 隠岐病院事業特別会計決算認定について」の3案件について審査の経過と結果について報告を致します。

9月9日に所管課長及び関係職員の出席を求め、慎重審議を行いました。審査の結果、全会一致で「認定すべし」といたしました。

付議案件の審査の中で特に議論の多かった意見等を報告します。

一つ目は、介護保険事業については、未収金の回収にあたっては、今後も引き続き努力するように要望します。

二つ目は、病院事業会計については、医療従事者の負担を軽減するため、医療従事者の更なる確保について町村と一緒に島根県に要望を行うこと。

三つ目は、隠岐病院の未収金対策については引き続き強化月間等を設け、より一層徴収業務に努力するよう望むものであります。

更に3会計とも当委員会及び監査委員の指摘事項については、早急に改善し適切な事務処理を求めます。

以上報告いたします。

隠岐広域連合議会議長 平田 文夫 様

令和元年9月10日 医療介護常任委員会 委員長 石田 茂春

○議長（平田 文夫）

以上で「委員長報告」を終わります。

《討 論》

日程第2. これより「討論」を行います。

承認第1号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議第36号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）までの23案件を、一括して討論に付します。

反対討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

賛成討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

以上で「討論」を終ります。

《採 決》

日程第3. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

認定第1号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 平成30年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件について採決いたします。

本案の各常任委員長の報告は「認定すべし」であります。

よって本案は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立「全員」であります。

よって、認定第1号から認定第5号までの5案件につきましては、原案のとおり認定されました。

次に議第19号 隠岐広域連合会計年度任用職員の任期等に関する条例についてから議第32号 隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例までの14案件につ

いて、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって、議第 19 から議第 32 号までの 14 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第 33 号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）から 議第 36 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第 33 号から議第 36 号までの 4 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で採決を終わります。

日程第 4 「隠岐広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により議長による指名推薦で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、選挙の方法は議長による指名推薦で行うことに決定いたしました。

それでは別紙 4 のとおり隠岐広域連合選挙管理委員会委員として、片桐 憲一氏（海士町）、熊谷 悟氏（西ノ島町）、矢田 和雄氏（知夫村）、谷口 桂介氏（隠岐の島町）の 4 名を、同補充員には、野津 茂氏（海士町）、近藤 初美氏（西ノ島町）、四方田 康太氏（知夫村）、齊藤 忠則氏（隠岐の島町）の 4 名を指名いたします。

ただいま指名した方々を当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今指名いたしました方々が、隠岐広域連合選挙管理委員会委員及び

同補充員に当選されました。

ただ今当選されました補充員については、補充の順序を定めなければならないと規定されております。

よって、補充員の順序についてお諮りいたします。

海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町の委員が欠けた場合は、それぞれの町村の補充員が委員になることにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

以上で「隠岐広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を終わります。

《委員会の閉会中の継続審査》

日程第5「委員会の閉会中の継続審査」についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙 5 「申出一覧表」のとおりでございます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

以上で「委員会の閉会中の継続審査の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 10時 13分)

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、決算認定関係案をはじめ、条例制定・改正案及び各会計補正予算案の 24 議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

今後、各構成団体 9 月議会が始まりますが、平田議長様はじめ、議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長 (平田 文夫)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては 2 日間にわたり慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げます。

これから構成団体の定例会も始まります。残暑厳しい折ですが、議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和元年第 3 回 隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 10 時 16 分)